

第1回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ 議事要旨

- 【日 時】 平成23年1月22日(土) 10:00~12:00
【場 所】 茅ヶ崎市役所分庁舎 5階A・B会議室
【出席者】 市民:18名、茅ヶ崎市職員:5名、コンサルタント:3名

議事次第

1. 開会
2. あいさつ
3. ワークショップの進め方などに係る全体討議
4. 次回予告
5. 閉会

1. 開会

事務局

では、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。
皆様、おはようございます。ただいまより、第1回「市民参加条例」策定に係るワークショップを始めさせていただきたいと思います。
進行を務めさせていただきます市民自治推進課、石井と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。
本日のワークショップにつきましては、事前に送付させていただきました配布資料
を参考にしながら進めさせていただきたいと思います。
お手元の資料1-1ですね。こちらでお示ししましたプログラムのスケジュールで、
進めさせていただきたいと思います。
市民参加条例の策定についての説明の後、ワークショップの進め方を続いて、ご説
明いたします。そのままグループ討議に入りたいと思います。その後、発表をしてい
ただきまして、こちらからも事務連絡をさせていただき、12時には終了という形にな
っております。
大変、申し訳ありませんが、こちらの会場の都合上、12時15分ぐらいまでに終了
した後、ご退出していただきますように、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
また、ホームページ、それからワークショップの概要をまとめたニュースレター、
それから報告書等を作成していく都合、ワークショップの様子を写真撮影させていた
だくことがございます。ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
それでは、開催に先立ちまして、市民自治推進課、高橋課長よりごあいさつを申し
上げます。

2. あいさつ

高橋課長

◎「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催にあたってのあいさつ

改めまして、皆さん、おはようございます。このたびは「市民参加条例」策定に係

るワークショップにご参加いただきまして、ありがとうございます。

本来であれば、市長がこの場でごあいさつ申し上げるところでございますが、所用がございまして、私が代理で一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

新しい公共という言葉、どこかで耳にしたことがおありだと思います。「新しい公共」円卓会議という席の中で、「新しい公共」宣言というものがなされまして、そもそも新しい公共というものにつきまして、支え合いと活気のある社会をつくるための当事者たちの協働の場であると、そういう定義がなされております。国民に対してのもので、国民一人一人が主体的にかかわることが大切だというのが規定されているところでございます。

では、それにちなみまして、茅ヶ崎市ではどうかという部分でございますけれども、市民参加という部分の捉え方をいたしますと、内部指針につきましては、平成9年7月に定めた市民参加推進のための基本方針というもの、平成15年10月に策定したものでございますけれども、こちらに基づきまして、市民参加の取り組み、手法などについて、手続をしているところでございます。

さらに、昨年の4月に茅ヶ崎市自治基本条例という、この市を運営していくに当たりまして、それぞれの立場からの規範になるような条例が施行されておまして、市民参加というものにつきましては、その中の第16条に規定がございまして、市民が条例の制定、改廃、運用、もしくは評価、または政策の策定、改廃、実施、もしくは評価の過程に参加すること、これが市民参加という定義を得てございます。

茅ヶ崎の市民参加の取り組みについては、基本方針に基づきというお話をさせていただいたところでございますが、平成15年からになりますと、もう7年を経過しております。制度というものは、日々変わっていく社会情勢に追いついていけないという部分もございまして、何らかの制度疲労を起こしているのではないかと認識をしているところもございまして、また、社会情勢の変化、これは、このところ、いろいろ目まぐるしいものがございまして、その変化に対応して、ついていけない部分もあるのではないかとということで、今回、自治基本条例の委任を受けてという部分もございまして、市民参加のあり方について、白紙の状態から見直しをしていきたい。そのような形で、今回、取り組みをさせていただいたところでございます。

今回、ワークショップという形をとらせていただいたのは、できるだけ多くの方に見直しの作業に係わっていただきまして、現行の仕組みのよいところは残しながら、茅ヶ崎市としての市民参加の制度を構築していきたいと、そういう思いからでございます。

したがって、あらかじめご周知もさせていただいているところでございますが、メンバー固定ではなく、2回目、3回目からの参加も自由と。また、間を休まれても、参加をご承知いただいた方につきましては、情報をきちんと提供させていただきながら、何回か休まれても、その後、参加して、すぐにワークショップの議論に係わっていただけるような、そういうフォローをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に結びとなりますけれども、貴重なお時間を市民参加条例策定の検討に充てていただいたことに感謝申し上げます、簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3. ワークショップの進め方などに係る全体討議

事務局

◎資料説明：「市民参加条例」の策定にあたって
「市民参加条例」策定に係るワークショップの進め方

ありがとうございました。

ここで、ワークショップに携わる職員等のご紹介をさせていただきます。

改めまして、市民自治推進課長の高橋でございます。

高橋課長

高橋でございます。よろしくお願いたします。

事務局

課長補佐の村上でございます。

村上課長補佐

村上でございます。よろしくお願いたします。

事務局

それから、条例の策定に今回、ご協力いただきます株式会社日本能率協会総合研究所の皆様をご紹介します。

白鳥様でございます。

ファシリ

白鳥です。よろしくお願いたします。

テーター

事務局

岸田様でございます。

ファシリ

岸田でございます。よろしくお願いたします。

テーター

事務局

前原様でございます。

ファシリ

前原と申します。よろしくお願いたします。

テーター

事務局

どうぞよろしくお願いたします。

事務局

続きまして、ワークショップの趣旨などを、村上からご説明させていただきます。

それでは、村上からご説明させていただきます。

市民参加条例の策定に当たりまして、基本的にご理解いただきたい部分を簡単にご説明をさせていただきます。条例の策定の趣旨でございますとか、今回のワークショップの位置づけでございますとか、全体の流れ等について概略をご説明申し上げます。

お手元にお配りしています資料 1-2 をご覧いただきながら、ご説明をさせていただこうと思っております。

本日、事前に、直前になってしまって申し訳なかったのですが、配布しました資料を皆様お持ちいただいているということでよろしいでしょうか。

その中の資料 1-2 をご覧いただきたいと思えます。

先ほど、高橋課長のあいさつの中でも申し上げましたけれども、昨年の平成 22 年 4 月、茅ヶ崎における自治を推進すること、これを主たる目的といたします茅ヶ崎市自治基本条例、こちらが施行されております。条文につきましては、パンフレットか、あるいは青い表紙の逐条解説ですね、こちらをご覧いただきたいと思えます。第 16 条でございます。

第 16 条の第 1 項でございますが、市民参加を市民が条例の制定、改廃、運用もしくは評価、または政策の策定、改廃、実施もしくは評価、この過程、プロセスに参加

することを言いますという定義をいたしまして、この中で、市に対して市民参加の多様な方法を整理しなければならないという義務付けをいたしております。第2項では、市民参加の機会の保障について、市に努力義務を課してございます。第3項では、市に対しまして、環境の整備の努力義務。第4項では市政への反映の努力義務を課してあります。

そして、その第16条第5項において、別に条例で定めるということで、前各項に定めるものの他、市民参加に必要な事項は、別に条例で定めるとしています。すなわち、これは執行機関とか、市長とか、教育委員会限りではなく、議会の議決を経て、茅ヶ崎市として、団体という意味決定として、条例という法形式で市民参加に関するルールを定めていきますというところの趣旨を定めてあります。

この第5項の規定を受けまして、条例という形式で市民参加のルールを定めるということで、現在、準備を進めておりまして、その中で、本日も、皆様にもご参加いただきまして、お集まりをいただいているというところでございます。

今定めようとしております市民参加条例といいますのは、あくまで自治基本条例のこの委任を受けての条例ということになりますので、いわゆる理念的な条例ということではなくて、ある程度、手続的なものを具体化するような条例でお考えいただくほうがよろしいのかと思います。条例という形式をとりますので、権利義務を規定していくことに、原則としてなっております。市民の権利を保障する。裏を返せば、市に対して義務を課しているということになります。そういった部分の、ある意味、個別具体的な条例を設定していくというのが今の目標になってくるかと思っております。

自治基本条例のこの施行に伴いまして、市ではアクション・プランというものを定めて、策定をいたしました。こちら、自治基本条例に基づいて、市として取り組むべき事業の内容とかスケジュールを定めまして、事業の進行管理を行い、その内容を市民の皆様にご公表していくという趣旨で定めたものでございます。

その中の2ページに、この市民参加条例についての記載がございます。2ページにございます。

真ん中あたりにございます趣旨にも記載してございますけれども、茅ヶ崎市市民参加のための基本方針。先ほど課長のあいさつの中でも申し上げたと思うのですが、基本方針を検証して、条例案の策定に入っていきたいということでございます。

ページの中断に、大まかなスケジュールを示させていただいておりますけれども、平成24年4月の条例施行を目指しまして、現在準備を進めておるというところでございます。

先ほど、アクション・プランの中でもご説明したのですが、皆様にも本日もお配りしております茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針、こちらでございまして。こちらは、茅ヶ崎市における市民参加の基本的な事項を定めるもので、簡単に、その構成の概略をご説明申し上げます。

1枚開いていただいて、目次をごらんいただきたいと思っております。目次に全体的なつくりが書かれておるのでございますけれども、基本方針の目次をご覧くださいまして、まず基本原則でございまして。それは市民と行政の協働でありますとか、参加機会の平等でありますとか、市民の自主性を尊重するでありますとか、そういう中心となる3つの柱を定めてあります。

次に基本姿勢でございまして、ここにおきましては、環境の整備でありますとか、

市民からいただいた意見の反映、それから市民の皆様への情報の提供、市としてとるべき態度、基本姿勢が定められてございます。

そして基本施策として、1 番目として、参加推進のための重点取り組み。これは、具体的にはワークショップとパブリックコメントという 2 本柱になっております。2 番目として、乳幼児の預かり等をはじめとする環境の整備。3 番目として、積極的な情報提供。4 番目としては、情報の集約と進行管理。そして 5 番目、市の職員の意識改革。そして最後、6 番目として、執行機関の補助機関でございます審議会等への市民参加の推進について。この 6 つを定めております。

さらに、その具体的な手法の活用として、事業のフロー等を示して、さまざまな市民参加の手法の特性を理解した上で、効果的に複数の手法を組み合わせる事業を実施するものということ定めております。

この基本方針の策定の経緯につきましては、冒頭の「はじめに」という部分に記載されておりますけれども、平成 11 年から 4 年の歳月をかけまして、平成 15 年 10 月に策定をされたものでございます。策定の過程におきましては、パブリックコメントで寄せられました市民の皆様のご意見を反映したものになってございます。

今までご説明してまいりましたとおり、今、策定をしようとしております市民参加条例につきましては、茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針の、ある意味、延長線上にあるようなイメージで考えております。もちろん、そのままの形で条例に移行するというものではございませんけれども、この基本方針をベースに、市民参加条例を新たに策定していくような形になろうかと考えております。

最後に、先ほども少し申し上げたのですが、市民参加推進のための基本方針の中で、市民参加推進のための重点取り組みといたしまして、ワークショップの活用、それからパブリックコメントの実施、この 2 つの手法が重点取り組みとして位置づけられてございます。今回の市民参加条例の策定に当たっては、この 2 つの重点取り組みを基本として進めていきたいと考えております。

続きまして、ワークショップの全 8 回の流れを簡単にご説明させていただきます。

資料 1-3 をご覧いただきたいと思っております。本日、第 1 回目でございます。基本方針の現状の課題等の検証ですね。この辺を中心にご意見をいただきたいと考えております。

本日、もう少し広く、基本方針に捉われずに、市民参加に対して皆様のお考えになっているところを、ある程度自由にご意見等をいただいて、そして、次回以降の課題等の解決策の検討でございますとか、そういう流れにつなげていきたいと思っております。本日は、あくまで自由にご意見を広くいただくようなイメージでお考えいただければと思います。

2 回目といたしまして、ご意見を出していただいた、その問題点について課題の解決策にお話し合いをしていただきたい。

続いて 3 回目でございますけれども、今度、新しい市民参加の手法。これは、各地でいろいろな取り組みが行われております。そういったものも踏まえて、茅ヶ崎市として、どういう新しい手法が考えられるのか、そういったご意見をいただければと考えております。

そして、第 4 回目で一旦、まとめるようなイメージになるのかもわかりませんが、今後の茅ヶ崎市における市民参加のあり方というものについて、整理をしてい

ただければなど考えております。

そして5回目、6回目ですけれども、自治基本条例の、先ほど申し上げました委任を受けての条例ということもございますので、その自治基本条例との位置関係の整理でございますとか、市民参加条例の所管すべき事項の確認というものを整理していただきながら、最終段階、第7回、第8回目で、規定すべき事項の整理でございますとか、「基本的な枠組み」の策定に流れをつなげていただきたい。全体的には、そんなイメージで考えてございます。

あくまで、これは現時点の開始前の想定でございますので、今後の進捗状況により、スケジュールについては柔軟に対応していただければなど考えてございます。あくまで、現在のイメージということで申し上げております。よろしく願いいたします。

本日、市民参加の課題についてご意見等をいただきたいということで、その一つの糸口になればと思ひまして、本日お配りした資料の最後に、A4、1枚のペラのものですけれども、基本方針に係る市の職員からの課題についてというA4、1枚のペーパーをお示しさせていただいております。ごめんなさい、事前に送った資料の方に入っております。申し訳ありません。

よろしいでしょうか。

市の職員、各部からの代表で、市民参加を所管する庁内の検討会議がございます。その中で、今回、条例の策定に当たり、市の職員として、日ごろの業務の中で、この市民参加の手法について課題となるようなものの洗い出しを依頼した中で、上がってきたものを簡単にまとめたものでございます。大きく、この4つが課題として寄せられました。お話し合いの一つの糸口になればということで、本日の資料として提供させていただいております。

参加者

ちょっとすみません。この中で、調査方法1、2、4、5とあるのだけど、どんなことですか。

事務局

これは、基本方針をご覧くださいますと、基本方針の後ろの方なのですが、横長の表が入っているページがございます。市民参加の手法という表がございます。こちら、基本方針の冊子になります。そちらの横長の表をご覧くださいますと、手法の1から始まってございます。こちらの市民参加の手法1、アンケート方式とございます。その一番右側の欄に記載がございます。そちらの調査方法のことを指しております。

その概要については、2番目の概要の欄がございます。そこに方法がございます。その課題が、一番右側の欄に記載がございます。よろしく願いいたします。

私の説明は、以上で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

ここまでで、ご質問等がございましたらお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

参加者

今日配布されました、これまでの市民参加に関する取り組みの中で、平成13年10月に、茅ヶ崎市の市民公益活動。市民参加推進のための提言というのを出した当事者であります。今後、条例がつくられていったりすることの中で、いくら仕組みができて、市民と行政の職員の方たちの距離感、対応する関係性が、このことを通して改善されなければ意味がないと思うんですけれども、今回、このワークショップを持たれるまでの間に、行政職員の方たちの中で、市民との行政職員との関係性、あるいは対等性についての議論がされてきたでしょうか。

今後、私ども、今回、8回の市民を対象としたワークショップは行われるのと同時

に、行政職員の中でも、市民参加についての議論する場を持たれるといいなと思うんですけど、その辺のことをお聞かせください。

高橋課長

市民の皆様と市の職員との対等性、関係性のことにつきましては、私ども、先ほど申しました市民参加に関する庁内の検討会議という職員の検討会議がございますけれども、その中で、いわゆる市民参加条例の策定に当たって、その辺の説明は十分させていただいてきたつもりでございます。

それから、市の職員がこれからかかわっていくことについては、このワークショップの中にも、今、実は、市の職員も在任、在勤者ですので、市民ですので、参加を広く呼びかけております。

それから、その庁内検討会議のメンバーにつきましても、今後、参加していく方向で、今、庁内で調整中でございます。

以上でございます。他に、いかがでしょうか。

参加者

2点ばかり、お願いや質問を。

1つは、資料の提出の仕方なのですが、先ほど質問が出ましたように、資料の1つは、提出年、日付が入っていない。それから、作成主体が入っていない。それから、過去の資料も出ておりますが、この過去の資料は、どういう経過でつくられたものかというのがわからないと、内容との関係で判断できないということがありますので。そして、資料の作り方について、基本的な知識をきちっと意識するというのを徹底していただきたいということがあります。

それから、8回のワークショップの進め方なのですが、自治基本条例が施行されて、条例の作成の過程から市民が参加することができるということになったんですね。これ、ワークショップに対する考え方がどうかということが幾つかあるかと思うのですが、条例策定に当たっては、一貫性のないワークショップという形態はふさわしくないと私は思います。そういう点で、自治基本条例をどう、今回、皆さんが理解されたかということが大きな問題点としてあると思います。

そういう限界を指摘しながら、一般的にワークショップは、拡散的な意見を述べるので、勉強しながら飛躍をしながら述べ合う、意見を出し合う。こういうことが一般的な手法ではないかと思います。ところが、このように一つの条例や計画を練り上げていくという過程では、ディスカッションも必要だと思うわけですね。そういう形としては、ワークショップという形態では、必ずしも適切ではないと思われるんです。

その点で、私たちに発言だけさせておいて、つくるのは市がつくっちゃうんだよというような、従来指摘されてきたような二層構造、あるいは三層構造のやり方。これは自治基本条例の趣旨に反しますので、そのようなやり方でないことを、この際、ワークショップの進め方との関係で明確にしておいてもらいたいということを、説明と考え方を伺いたいと思います。

高橋課長

まず、資料の作り方ですね。それにつきましては、誠に申し訳ございません。今回、送付等も遅くなってしまったことも含めまして、作り方につきましても、ご指摘のとおり、整理をしております。次回以降、用意してまいりますので、よろしくお願いたします。申し訳ございません。

それから、条例の策定に当たってワークショップという手法を選択することの問題なんですけれども、今、ご質問の中にもございました、市民の方から意見だけいただいて、それで最後は私たちの方で、市の方でつくってしまうよと。決して、そういう

意図で申し上げるものではないということをご理解いただきたいと思います。あくまで市民参加条例ですので、市民参加の基本方針にのっとり、市民参加で皆様の意見を聞きながら進めていくというところを重視した中で、まずはワークショップという手法をとらせていただいたところでございます。

これで完結してしまうのかというところでは決してございませんので、その中でいただいたものを集約して、その後また、さまざまな意見交換の機会なども当然持たなければいけないと思っていますし、これだけで完結するというのではないということをご理解いただきたいと思います。まずは、その第一歩というところでお考えいただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

参加者

先ほどの意見とほぼ同じなのですが、私が市民自治基本条例がつくられる過程には、残念ながら参画できませんでしたが、漏れ聞く話とか、それから実際にできた条例の公開した内容とかを見ると、本当に市民に適当に話させておいて、あと勝手に行政がやるという体質が、如実に出ていると思います。

今のお答えだと、計画がはっきりしていませんので、今後どのように、それを市民参加で、それこそ市民参加で詰めていくかというのが、明確な答えが出ておりませんので、そこら辺の計画性を出していただきたい。

今回出ないなら、次回までに、きっちり計画を練って発表していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

高橋課長

今回、ワークショップという手法につきまして、いろいろご意見をいただいているところでございます。

ワークショップのメリット、デメリット、そういったものをいろいろ検討した中で、今回、皆様にこちら、市のほうで一番お願いしたいのは、現在、市の市民参加という仕組み、これが果たして時代にマッチしているのかどうか。この辺のところのご議論を含めてやっていただく場合に、どのような形がいいのかというところを検討いたしました。

そういった中で、できるだけ多くの方のご意見をいただきたい。自由に参加できる機会という形になりますと、ワークショップという形式が一番いいという判断をしたところでございます。

もちろん、ワークショップという形ですべてが終わるという認識は持ってございません。このような形の市民参加条例の策定に当たっては、議会の席でもいろいろなご意見をいただいているところございまして、皆様から、このワークショップでいただいたご意見を踏まえて形をつくった中で、また新たに意見交換の場を設けて、きちっとした形の合意形成を図りながら条例策定を進めていきたいと、このように考えておりますので、4月30日までのワークショップにつきましては、非常に貴重なご意見をいただいて、それを集約して一定の形にまとめていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

事務局

申しわけございません。時間の都合もございまして、お一人だけ。

参加者

すみません、それはない。申し訳ないんですけど、時間の都合って、そちらが書いたスケジュールどおりに、何で市民が合わせなければいけないんですか。そもそも、そのところの考え方を改めていただきたいです。

こういう議論がね、すごい大事なんですよ。私は、この市民参加条例を、もっと前

から市民と会話をして、今日に至って欲しかったなという思いがあります。

特に市民活動、市民参加を支援する立場としては、そういったところの情報が、もっと早くキャッチできていればよかったなと、これは自戒の念も込めて持っているの、今日ここで、そちらが考えたスケジュール通りなんて進めようと思わないでください。それで、皆さんの意見をできるだけ出していただいて、真摯に受けとめてください。お願いします。

事務局
参加者
事務局
参加者

申し訳ございません。情報の提供が遅くなってしまった部分もございます。

質問いいですか。

はい。

みんなが言っている話は、まとめるのに、どういうふうにまとめるのかという話をしているわけですよ。意見を出すことに対して、出した分に対してね、ずうっとワークショップでやっていったら、しり切れトンボで、後でまとめるのはどうするんですかという話をしているわけです。

ですから、8回のうち6回まではワークショップしましょう。それから7回、8回、9回は審議会みたいな感じでやりますよという話だったらいいですよという話をしているのに、一方的に、こういうスケジュールですという言い方を押し通すことはね。

まして、市民参加の話をしているのに、一方的にそういうことをするのはおかしいだろう。1つはね。

それから、2つ目。議会に提案するといっても、議会から、この審議はおかしいよとは言うかもしれないけど、じゃあ、こういうふうに直しなさいという提案が出てこない。それは一方的だから。あくまで市政の方から出したときに、反対はするけど、改革しなさいという案は出てこないんだから。そうすると、逆に言えば、市民が、ほんとうに市民参加するのであれば、市民がつくった部分をきちっとね、その審議ができて。反対意見もいいですよ、あったらあったで。その反対意見をどういうふうにまとめて市民参加しやすいようにするかということを考えるのが、市民条例じゃないでしょうか。

それを、スケジュール、こういうふうに決めました。これがいいと思います。いいと思うのは誰ですかといったら、行政です。でも行政がだめだから、こういうふうに僕は参加したんです。

だから、こういう考え方の中で、一方的にそれをやること自体がね。だったら、私、これ、流会して帰りますよ。もし、そういう言い方をするのであればね。それぐらいの内容が、今回の趣旨に合うんだということを書いてね、8回やるのか、その方向どうするのかということ、もし今日出なかったら、次回までパスということにしない限り、この会は、僕は流会したほうがいいと思うんです。流会するというぐらいの意義のある、今、提案をされているのに、一方的に行政は、おれのこと聞けという言い方をしているというのは、市民参加じゃない。私は、そう思います。

高橋課長

すみません。今、私のほうでご説明申し上げたのは、8回、ワークショップという形でご意見をいただいて、その後まとめたものについて、さらにご意見を、ご議論をいただくような場を設けるということは申し上げていたと思うんですけれども、そのところで、6回で打ち切って云々というお話よりも。ちょっと、ワークショップそのものも、こちらのほうで想定をしております4月30日までの8回の中でまとまるかどうか。それもちょっと、まだ進めてみないとわからない部分もございます。

ですので、当面のスケジュールといたしましては、この8回のワークショップ、4月30日までのワークショップのところは、できるだけ、この日程の中で。内容につきましては、ずれは当然生じると思いますので、まずご議論、いろいろなご意見を出していただきまして、それをまとめていきたいと、そういう期間と考えているところでございます。

先ほども担当から申し上げましたとおり、スケジュールにつきましては、ある意味、柔軟に対応していきたいということもご説明させていただいたところでございますので、その辺をお含みおきいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

参加者

すみません。去年の夏に9年ぶりに茅ヶ崎に戻ってきたので、茅ヶ崎の細かい事情がよくわかっていないのですけれども、一般公募で、だれでも参加できそうなので応募しました。

質問が3つあります。1つは、先ほどから皆さんがお聞きになっている、意見だけ聞いて最後は行政が決めてしまうのではないかということに関してですが、私は、これは担当者側にすごい秘策があるのかなと思って参加したんですけれども、決してそんなことをしないためのワークショップの始まりであって、例えば、よくわかりませんが、そういうことをしないためのチェック機構を設けるとか、何かそういうことを、もう本当はご自分たちの中であって、それだからこそ、今日これを企画しているんだろうと、そういうことをすごく聞きたいなと思っております。だから、もし、そういうことがあるんだったら、秘策を教えて欲しいなと思っております。

それから2つ目なのですが、1回ずつの参加自由というのは、自由だけれども、2回目に初めて参加した人は、1回目にどういうふうに追いついていくかとか、そのあたりとか、フォローはどういうふうにされるのかということ。単純に資料だけまとめたのがぽこっと送られてきても、例えば私の友人で、そういうことに関心を持っている人に、すごくいいから行こうよと勧めたときに、すっとなじめるのかどうか。でも、それは全部自由にしたということは、やっぱり、なじめるための対策も、もう既に準備されているんだろうと思うので、その点をお聞きしたい。2つ目です。

それから3つ目ですが、さっき自己紹介がありましたけど、私は担当者の背景をもう少し知りたいなと思っております。それは今じゃなくてもいいんですけれども、多分、インターネット検索で、それぞれの背景が出てこないと思うので、それを個人的にどうか。例えば村上さんは、今までどんなお仕事を、どういう視点でなさってきたとか、そういうことも私は知りたいと思うんですけれども、後でもいいので教えていただけますか。

以上、3つです。

高橋課長

3点のご質問をいただきました。

まず1点目につきましては、私からご説明させていただきたいと思っております。ワークショップをこういった形でやることによる問題点に対するチェック機能、秘策があるのではないかというお話でございます。

先ほどからもお話ししておりますとおり、ワークショップだけで条例策定につきましては重要な部分についてはフォローできるのではないという認識はしております。まずご意見をいただきたいという、そのための手法としてワークショップを考えてお

ります。

その後、一定のご意見を集約した形でのあらあらの骨組みを整理したもの、それをお示しして、たたき台をつくった上で、またご議論をいただきたいという考えを持っているところがございます。

ちょっと秘策云々というところまではいきませんが、地道な形での積み上げでいきたいと認識をしておりますので、その辺のところはご承知おきいただきたいと思っております。

2 番目、3 番目につきましては、担当のほうからご説明をさせていただきます。

事務局

2 番目のご質問について、お答えをさせていただきます。

参加自由ということで、途中からでも、少しでも来ていただきたいということで、その情報を共有していただかないと、途中から当然入ってこれませんので。今考えておりますのは、毎回、ニュースレターということで、ワークショップの経緯を概略をまとめたものを早急につくりまして、これをホームページでまた提供するというのを考えております。それをご覧いただくと、大体、その概略がおわかりいただけると。

それから、次回のワークショップで、そのワークショップの冒頭に、前回までの振り返りということ、その確認をさせていただきたいというところで、途中からご参加いただいた方にもご了解いただけるような仕組みもとっていきたいと考えております。

それから、職員、私の前の経歴なんですけれども、今の前は文書法務課というところで。

参加者

すみません、その辺は、今回担当されている方というのは、それなりの背景があつて、大抜擢で出ていらしているんだと私は思うんですね。だから、大抜擢されたその理由というか、私はこれだけの仕事をしてきたし、市民側に立って、こういう視点で一緒に対応ができるんだよみたいな、そういう背景経歴を知りたかったということですね。

事務局

ご質問は、わかりました。

参加者

それは後でもいいんですけど。そういう意味での共通言語が欲しいなと思ったんです。

高橋課長

非常に厳しいご指摘をいただいたところでございますけれども、我々の現場が、市の職員の中でベストというところまでは、ちょっと言い切れない部分がございます。それぞれのセクションに、それぞれの職員、必要でございますので。そういった中で、市民自治推進課、それなりのレベル、一定レベル以上のものを持った職員が配置させていただいているなという認識は持っております。

私も、条例にかかわるという部分からいきますと、かつて自治基本条例、最初の 2 年間ですね。市民検討委員会の立ち上げから 2 年間、皆さんと一緒に条例を企画し、基本条例について議論の仲間に入れていただいて、やってきたところがございます。

そういった中で、法務知識を持っている人間、あるいは市民といろいろな係わりを持たせていただいている職員、そういった職員の中で、私の目から見ますと、一定レベル以上の職員を昨年 4 月の異動で配置をしてもらっているのかなと思っております。そういった前向きな職員が今回、担当として配置をさせていただきましたので、そういった中でのご理解をいただきたいなと思っております。

私は、いい職員が携わってもらっているなという認識は持っておりますけれども、

1,300人の職員がいる中で、大抜擢でベストの人間をすべて配置したかというところになりますと、全体のバランスもありますので、必ずしも、胸を張って、すべてこれが、市として最良の職員ですよというところまではちょっと。ご理解いただきたいと思います。

参加者
高橋課長
参加者

でも、胸を張って、そう言って欲しいと思います。

努力したいと思います。

若干関連して、日本能率協会についてちょっとお尋ねしたいんですが、まず、どういう実績が、こういう市の、他市でもいいんですが、実績があったかどうか。

それから2番目は、この自治基本条例、茅ヶ崎市の、これが成立するまで、いろんな紆余曲折があり、必ずしも市民の意見が反映、十分反映されているとは思わないですね。そういうようないきさつを、よくご存じかどうか。市からいろいろ情報を得て、そういうことを踏まえてやっていただけるのかどうか。

それから3番目に、この今回の日本能率協会の役割ですけれども、単なるコーディネーターなのか、アドバイスをする、今までの貴重な経験から、そういうものをよりよいというか、質、実効のあるような市民参加にする、そういうのに他市で着実に成果を上げているようなことを踏まえて、アドバイスをしていただけるのか。役割ですね。これについて。

事務局

今、3点のご質問にお答えさせていただきます。

今回、日本能率協会さんをお願いするに至った経緯につきましては、基本的には契約のルールでございます入札の手続によりまして行ったものでございまして、指名競争入札ですので、ある程度、いわゆる、こういう実績ですね。他の公共団体、もちろん茅ヶ崎市においての実績も含めて考慮した中で、業者さんの選定させていただきまして、入札で選定をさせていただいたものでございます。

それから、自治基本条例までの経緯ですね。その辺については、十分私どもの方でもご説明させていただいていまして、その辺を踏まえてやっていただけるということで、ご了解いただいているところでございます。

それから、今回、日本能率協会さんをお願いする役割なのですけれども、私どもは、ワークショップのファシリテーターをお願いするというところの業務委託で、今回はお願いをしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

参加者

皆さん方が非常に深いところまでお考えになっておられるのに、ちょっとびっくりもしているのですけれども、今回、気軽な気持ちで参加をさせていただいて、自分なりに考えるところと、皆さんの意見を聞いたりしながら、自分なりの考えを意見できる場なんだろうなという気持ちで参加を、実は、しております。この背景に、どういう深いものがあるかということも全く、全くということはないですが、皆さん方ほど考慮しているわけでもございませんし、そこに、そんなに強い思いをはせているわけでもありません。

自治基本条例は既に制定をされておりますので、いかに不満があろうとも、我々は、その中で何とかやっていかなきゃならない。ただ、嫌ならば、どこかで変えなきゃいけない。変えるための議論はどこでも結構ですけれども、今このワークショップは、既に自治基本条例があるという前提の中で、その中で市民参加の条例を定めるという情報があり、それを定めるための市民の意見を聞きたいという、そのぐらいの

ことなんだろうなという理解で僕は参加をさせていただいているんですが、どうも皆さん方は、もう少し深いところに思いがあるようでして、今日 10 時から始まって、10 時ちょっと過ぎましたけれども、約 1 時間、ずっと話を聞いていまして、何か、この先どうなっちゃうんだろうなと。

このワークショップそのもののあり方の基本的な考え方といたしますか、定義を皆さん方、求めるところもありますし、行政の方がそれに十分答え切れていないというところもあるようですので、どうも、これを最初に設定をしようとした自治推進課の思惑と、これに参加している市民の方々の思いが、どうもずれていると。このずれが、今日も何か話を聞いていても、全然埋まっていないですし、先ほど何人の方が、この場でお答えできなければ次回というお話もありましたが、次回といっても、もうすぐに次回が来ますし、その中で、課の方が、ちゃんとした意志統一を持って、今日お集まりの皆さん方が出した質問にきちんとお答えできるものが出てくるかという、多分、出てこないと思うんですね。ある程度は出てくるかもしれませんが、それを聞きますとまた、それは違うんじゃないか、あれが違うんじゃないかという形で、これから市の方の説明と、それに対して我々が質問して反論していくという場を延々繰り返すのであれば、流会にしたっていいんじゃないかなという気持ちにも、私は軽い気持ちで参加しましたが、そういうふうに今、思っております。このまま続くのでしたら、私はワークショップの参加は控えさせていただきたいなと思います。

もうちょっと自由に好きなことをしゃべって、それを何かわいわい、市民はこんな意見があるんだよということを、このワークショップを何回か続ける中では、こんな意見が出ましたよということがまとまればいいのかなぐらいの気持ちでいますので、その辺は、これは私個人の意見ですけれども、ちょっと一言、言わせていただきました。

参加者

今、お話があった点に関しては、考え方が違うなというふうに思います。ワークショップをするのに、計画をつくるとかそういう時に、いろんな意見を出してもらおうということでやるワークショップというのは、そういう形があるかと思いますが、今回、市民参加ということで、条例をつくるという点なので、その辺のところは異なることだなということと、それから今回、資料を出していただきましたけれども、その資料とか、それから内容に関しても、行政側に立った書き方というか、行政がどうあるべきかという書き方がほとんどなんですね。市民参加ということですので、市民の側に立って、どういうふうに条例をつくっていくかということが、私たち市民参加をしていく者としての立場です。そのところが違うということが、はっきり出てきた点かなと思いますので、その辺を行政が、市民と協働で、本当に市民参加でやっていくということなら、考え方を考えていただきたいと思いますということなんです。

それから、今日、自由にご意見をいただくというお話を高橋課長が何回もされていますけれども、今日の課題として出されていることは、策定経緯の確認と市民参加推進のための基本方針の現状の課題。基本方針について現状の課題の検証をされるということで、議題としても出ています。だから、自由に参加するのではなくて、今までの市民参加が、どんな方法で、どういうことが良かったのか、悪かったのか、きちっとした検証をしないと、次の段階に私は進めないと思っています。

私、事前にお願ひして、資料も出していただきましたが、市民参加の実施調査というのを多分出していただいたのは、これじゃないかと思うんですけれども、これでも

私は、今、茅ヶ崎市がやっている市民参加の方法の中に入っていないものがたくさんあって、市民は、とても行政に参加をしていると思っています。この方法だけではなくて。

そういう方法がいろいろあるということをおもひで検証してみないと、ただ新しい市民参加を考えようということでは時間どおりに進めていくということ、私はおかしいことだと思っていますし、ぜひ市民の側に立った市民参加条例をつくって欲しいと思っていますので、それを一緒にできたらいいなと思っています。

参加者

最初に質問したことに対する答えが、これだけの時間かけても、残念ながら、ありません。最後、明らかにしていただきたいと思うのは、高橋課長も、ここだけで終わるものではない。別途、市民との合意の場をつくるというふうにあります。

スケジュールを見ると、来年度中、23年度中につくって、24年度まで執行。ですから、このスケジュール、おそらく12月議会ぐらいに、一番遅くても準備するという大体計画になりますね。その間に、ワークショップの計画もあります、市民との合意をどのような形でつくってという計画が何ら、どこにも書いてありません。

ワークショップに対する考え方が、先ほども出ましたように、結構違うと、もう市民の方に出ています。個別には言いませんけれども、そうですね。ですから、条例や計画を策定する過程で、ワークショップ的、すなわち拡散的にいろんな意見を、多様な意見を出してもらう段階と、それをどういうふうに取り込んでいくかという段階でのディスカッション、合意のとり方、こういう問題とは、作成過程のあり方として一応分けないとまずいですよ。混乱します。そのことが、どこにも明確にされていません。

一番大事な、たくさんの意見をまとめていく過程についての計画、考え方、方針が、どこにも、今日の資料、ないんですよ。ないですよ。4月まで、8回までのワークショップの計画しかありません。肝心かなめなのは、その先なんですよ。ある意味、無責任という言い過ぎかもしれませんが、さまざまな意見を拡散的にたくさん出し合うと。多様な意見を、できるだけ盛り込んだほうがいいですね。それを出し合うことが非常に重要です。そこについては書いてありますが、それをどう練り上げていくかという過程についての計画、考え方が全く出ていません。

これは、自治基本条例の施行に伴う、先ほどの繰り返しになりますが、案の作成、決定の過程、執行。各段階に市民が参加する権利をどう考えているのかという根本問題に係わっているんですよ。それは、市民参加条例をつくらうという時に、その自治協働での精神を受けとめないで行うという自治はあり得ないじゃないですか。

ですから、その肝心かなめのところの計画を、今日でなくてもいいですから、きちんとスケジュールと考え方を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

高橋課長

最終的なスケジュール、図面を示せという、今、ご指摘があると思います。

確かに4月の末まで、ワークショップのスケジュールしかお示ししてごさいません。その後、今ご指摘のとおり、12月の議会という想定も、最短ではあるのかなと思っております。

ただ、いろいろな議論を集約していく中で、時期は多少ずれてもやむを得ないのかなという認識も持っております、そういった意味で、最終的なスケジュールにつきましては、今の段階でお示しできないというのが事実でございます。

ただ、そうはいいまして、ワークショップ、4月末までというのは、今のところのスケジュールでございます。そういった中で、どのような形で、その後の形をまとめていくのかというところは、何らかの形で、次回ないしその次ぐらいまでにはお示しをしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ワークショップ、先ほどお話しいただきましたとおり、この市民参加のあり方、条例つくるんだという中で、がちがちにお考えになってやっていただくよりも、まずフランクな気持ちの中で、今の市民参加についてどう考えよう、どうなんだろうなというディスカッションをしていただいた中で、いいものが出てくるのではないかなというイメージを持っておりまして、そういう意味でのワークショップというくり方をしておりますので、その辺のご議論を踏まえた中で、本当の、まずは身近な話題からでも結構でございますので、ご議論の方、いただけたらなと思っております。よろしくお願いたします。

参加者

今、課長がおっしゃったのが、何か不思議に思うんですけど、がちがちに話し合うことなくフランクに。市民参加条例つくるのに、そんなにフランクになんか話してられませんよ。私、千の川のワークショップに出たことあるんですけど、最終的に裏切られました。みんな、あんなに一生懸命やって、話し合っただけで、全部関係なくなっちゃったんですね。私たちがつくった計画なんか全然。あんなに何年もかけてワークショップしたことが。私、ほんとうに家もみんなほうり投げて、私、みんなを犠牲にして出たんです。よりよくなればと思うから。他のワークショップ、いろんなワークショップに出た方いらっしゃると思うけど、市はいつも裏切ってきたから、こんなに必死になって言っているんです。

それが集約するときに、私たちの参加なく、何で市民参加条例ができるんですか。市がつくるんじゃないで、市はフォローするだけ。市民が参加して、市民がみんなで作るものじゃないんですか。私、何かよくわからないんですけど、集約の段階で、みんなの意見が、どこか消えちゃうんじゃないですか。そういう裏切りがこれまでいっぱいあったから、こんなに必死になっているんです。フランクな話していたら、私たちの生活なくなっちゃいますよ。そうでしょう。

最終的にね、市民が。よく市長がおっしゃいます。市民の安心、安全でおっしゃる。その安心、安全の糸口となることをきちんとしたいからなんですよ。それを、みんなが意見。私みたいにキャンキャン言っちゃいけないんですけど、がちがちではなくて、みんな、これまでの経過を思うから意見を言っているんです。どうか、ここだけ裏切らないでと思うんです。まず市は、行政は、頭の中を変えていただきたい。よそのまちを見習っていただきたいんです。みんな、もっと民主的になってきています。何か市民が意見を言っても、その市民の意見は、いつの間にか消えているんですよ、いろんなものが。いろんな計画をつくる時も、市民は一緒に参加しますが、市民の意見は、大事な意見はいつの間にか消えて、行政の都合のいい、やりやすいように変わっていつの間にか思えないです。細かいこと、今、言えませんが。

どうか、そういうことを思って、先ほどおっしゃった、何か、そんなにフランクにやっていたら、私たちの生活、守れないじゃないですか。ここに来れない方々の気持ちもあって、ここで私は、家族はここに参加できないから、私はここに来ているんです。どうか、もう少し皆さんの意見をちゃんと酌み取っていただいて、そんな簡単に

おっしゃらないで聞いていただきたい。

その集約の段階で、私が心配なのは、集約の段階で、どうなっちゃうんですかって、それが知りたいんです。いつもながら、集約の段階で、みんな中身が変わってしまうような。自治基本条例の審議の骨子案を見て、本当、素晴らしいなと思ったのに、それが、ほとんどが、どこ消えちゃったのという感じの、市がつくったのは、何ですかと言いたいのが、実例がありますから。やっぱり、ここは市民参加条例つくるんでしたら、市民が主に意見をまとめていくような形、それをフォローするのが行政だという形でやっていただきたい。

ちょっとうまく言えないんですけれども、最終的にどうなっちゃうのか心配なんです。このままでいくと、何かおかしい方向に行きませんか。行政が枠組みをつくって、それに市民が参加して、それをもって、はい、市民参加つくりましたよという条例をつくっちゃいけないんじゃないですか。だから、その保障みたいのを聞きたいんですよ。集約の段階で市民がどういうふうに参加できるのか。市民が何も見ないうちに、行政がみんなまとめちゃうんですか。私、それが疑問なので、今、こうやって質問しているんですけど。

高橋課長

今のご質問でございますけれども、先ほどから私、別に他意があつてフランクにと申し上げたわけじゃなくて、構えてしまうと、いい意見が出ない場合もありますので、身近な中で、市民参加について、どうお考えなのかというところでご意見を交わしていただきたいと申し上げたところでございます。そういった中で、最終的に、今までのいろいろな、茅ヶ崎市の中での市民の方からのご意見に対する取り扱いというの、いろいろな経緯があるのは、私も承知しております。

そういった中で、今回の市民参加条例を整理していく中で、どのような形のものか、いいのかをご議論いただくと。それが、今回のワークショップの重要なテーマでございますので、そのところを、行政のほう为主导でどうこうというお話ではなく、手法につきまして、皆さんでいろいろなご意見をいただきたい。そのためのワークショップと認識しておりますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

参加者

すみません、2回目ですが、今お話がありましたことも踏まえて、ご質問したいんですけれども、冒頭に新しい公共、連絡会議の話が出ましたが、今までは市民が自由に言って、その部分を受けて行政がいろいろ意思決定をしてやっていく時代でしたけど、これからは、市民がやれることは市民が担っていくと。そのためには、やっぱり自治をやるということ、こういった過程を通しながら学ぶ場だと思っています。

それで、ぜひお聞きしたいのは、コンサルタントに委託をされて、その費用が幾らで、ワークショップのファシリテーターとおっしゃいましたけど、例えば安城市というところでは、名城大学の教授を招かれて、市民参加。要するに、自治基本条例と市民参画との関係というところで話をされています。これまでつくられていた条例の幾つかは、行政がこれこれこのようにするというような、どちらかといえば行政側からの視点でしたけれども、今回つくられようとしているものは、憲法附属法定に当たる。主権者である市民から権力者に対して委ねる条件書。権力者は市民が参加するためにこのようなことをやりなさいと市民から言えるものでなければいけないということをおっしゃってしまして、そんなことも勉強したいなと思っています。

ですから、私たちがここで自由に意見を言うことも大事ですけれども、そもそも条例って何でつくられなければいけなくて、その条例をどうやって実行できるものにな

るのかといったことの学びの場をなしていただきたいので、ぜひコンサルタントの方々には、素晴らしい事例を学べる場というか、講演会なども企画をしていただきながら、そこに職員の方も、半ば命令的に、職務として参加をしていただいて、自由に参加していただくのではなくて、参加いただけるようなことも、ぜひやっていただきたいと思っています。

それから、今日参加できなかった方に、こういったことを知ってもらいたいなど。新しい公共の運営会議では、その日のうちに、会議で配布された資料がホームページにアップされて、議事の内容も公開されています。ですので、ぜひ今日参加されなかった方への情報提供も積極的にしながら、多くの人がこのことを共有できるような場にしていただきたいと思います。

すみません、それで、コンサルタントの方に私たちが学べるような講演会も、設定などもしていただけるでしょうか。

今日、実は、自治基本方針条例市民参画の関係と、名城大学の昇秀樹さんという方が安城市でやったときの資料も 30 部持ってきておりますので、配らせていただければ。よろしければ配りますけれども、そのことについても、ご了解いただけるかどうか、お返事ください。

事務局

何点かご質問いただきまして、まず情報提供の資料について、それを素早くというご指摘でございまして、私どもの方も、どういう形がとれるかあれなんですけれども、少なくとも、今回ご欠席の方にも、資料自体はすぐにお送りする予定でございまして、資料の開示ですね。それをまた広く市民の皆様にお知らせする方法についても考えていきたいと思っています。それで、一人でも多くの市民の方にご参加いただきたいと思っていますので、そのように、そう繋がるように配布していきたいと考えております。

以上でございまして。

参加者

委託費用はどうでしょうか。

事務局

申し訳ございません。委託費用は 420 万円です。

参加者

質問が 2 点あります。

基本方針に係る市の職員からの課題についてという 1 枚いただいたんですけど、これがいつの時点のものかお聞きしたいと思います。これは、なぜそれを聞くかという、今日の第 1 回ワークショップの課題として、基本方針の現状と課題の検証というふうに第 1 回目の課題がなっていたんですけども、そもそも、この基本方針は課題だらけで、最も大きな課題の一つといえば、自治基本条例にのっとっていないということですね。昨年 4 月から施行されている自治基本条例の市民参加。それこそ計画から策定、決定、評価の段階まで市民が参画するという、そもそも一番のもととなる条例に、この基本方針の市民参加の重点課題の内容が、ワークショップとパブリックコメントというこの 2 つのことが重点課題となっていることそのものが、もう自治基本条例に即していないという。これは平成 15 年に方針が決定されたというのであれば、自治基本条例が施行されて即、ここの齟齬について、整合性について検討しなければならなかったと私は思っているんです。その基本方針が条例に合わないそのものをもって、この市民参加条例を制定する過程の手法として使っていくということ自体が、私は問題が、まず 1 つあると思うんですね。それが、職員の検討会議の中で出ていないこと自体が問題だろうと思っているんです。

ということは、これは自治基本条例が制定される前の庁内会議の資料かということになってしまうので、この辺の話題が出たかどうかということが1つ問題です。整合性を図っていただかなければならないことが。

もう一つが、だとしたら、ワークショップが、あと30分かそこらでできるのかどうかかわからないんですけども、基本方針の現状と課題を出していく中で、自治基本条例に整合性がとれないんだとしたら、この検討の課題の中で、それぞれ政策決定のところの条例提案のところまで市民参加ができるような仕組みを、この何回か、1回目か2回目の後にでも、きちんと示すことができなければ、先ほどから皆さんがおっしゃっているような、ワークショップのそのものの意味、あるいは市民参加の意味そのものがなくなってしまうのではないかなと思っています。

その辺で、柔軟に進めていかれるというふうに先ほどから課長おっしゃっていますので、柔軟に進めるなら、もうちょっと早い段階で柔軟な計画を示さないと、ワークショップをやっている、何かちょっとむなしなものがあるのかなと思いますので、その点、できるだけ早い時期に、その後の計画、策定までの計画が示せるのかどうか。大きく、この2点を伺いたいと思います。

今のご質問にお答えしていきたいと思います。

1点目の、この課題として出しました職員の意見、これがいつのものかというお話でございますけれども、昨年いろいろ議論をいただいた中で出されたものを整理したものでございます。昨年ということですので、自治基本条例施行後のものでございます。その中で、自治基本条例が新しいのに、古いものをベースにというのはおかしいんじゃないかというお話もいただいたところでございます。

これまでの市民参加に関する取り組みというお配りいたしました資料にもございますように、そもそも、この市民参加の基本方針、市民の方が練ったものがベースになって出てきているところでございます。そういった中で、冒頭ごあいさつでも申し上げましたとおり、時代の流れの中で不整合ができていく部分が当然あるだろうと。ただ、現在は、この基本方針をベースに市の参加という部分の取り組み、行われておりますので、その辺の不整合のところはきちっと洗い出しをして、ご議論をいただきたいというところのたたき台としてお示しをさせていただいているとご理解をいただきたいと思います。

2点目。先ほど、いろいろな方からご意見いただいております今後のフローについてということでございます。私どもの方も、4月30日以降の部分のところをお示しをしていきたいとは思っております。ただ、このワークショップの中で、どの程度のご意見等が収められてくるのかということも踏まえながら、次回、次々回というのは、ちょっと厳しい部分もあるのかなと思います。現に今日は、おそらく議論どこまで、ワークショップとしての議論をどこまでできるのかなという部分もございまして、そういった中で、できるだけ早い時期に、ワークショップ以後の部分につきましてはお示しをしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

他によろしいでしょうか。

すみません。たびたびで申し訳ないんですが、11月16日に市議会の全員協議会の中でスケジュールが示されていましてよ。ですけども、そのことが、ここの場に全く報告されていないことをすごく、今後の情報交換について不安を覚えるのですけ

高橋課長

事務局
参加者

れども、市議会に報告されることは市民にも同じ情報が提供されていいのかなと思うんですが。その資料、手元にあるのですけれども、その中で市民が参加できるものは、1月から4月末までのワークショップと7月のパブリックコメントと9月のパブリックコメント結果公表だけなんです。このような発想の中で今後進めていただければ困るので、ぜひ、今おっしゃった4月30日までのスケジュールで、ワークショップをというような考え方をまず改めていただいて、十分市民との議論を尽くして進めるような考え方に、ぜひなっただければと、これはお願いですが、いかがでしょうか。

高橋課長

先ほど来申し上げましたとおり、ワークショップも4月30日で一定の収れんができるかどうかというのも、まだ未定でございます。そういった中で、大局的に考えていきたいというのは、先ほども申し上げたとおりでございます。

さらに、確かに11月16日の中で、一定のスケジュールをお示しはしたところでございますけれども、実は、その説明の中で、市民との意見交換の場、これはワークショップ以外にきちっと設けるんでしょうねというご指摘もいただきました。そういった中で、ワークショップの後に、固める前に、いろいろな形でもって意見交換をしていきたいという形での答弁もさせていただいたところでございますので、その辺も踏まえて、スケジュールはお示しをしていきたいなと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

参加者

1点、市の方の考え方をお聞きしたいんですが。それが、今後の検討にあたって重要な示唆になると思うんですが。

今回、議員定数の改正が行われましたよね。それで、ああいうものは、本来、ああいう趣旨のものは、請願でやったと思うんですが、市民の意見もそういうものに反映させなきゃいかんと思うんですが、これは全くなされなくて、そのまま2名削減になりましたね。これは、行政から見て、議員がやったんだからしょうがないということでやられると、今度は議員の議会基本条例が出てきて、そちらに基づいてどんどんやられちゃう。そういう問題があるんですけれども、私たちの、私の理解では、少なくとも自治ですね。茅ヶ崎市の自治は、基本条例が最優先するという形になっていると思うんですけれども、それが、どうも自治体は、これだけじゃないんですが、いろんな面でね、そういう実態が反映されない。むしろ、つくることが、行政が市民参加を、そういうものをアレンジしていますよというような、何かジェスチャー的なところがあるような気がします。

ですから、本当にそういうものを今、議員定数削減した。それについて、市はどのようにお考えなのか。基本条例も踏まえて、どういうふうにお考えなのか。それをお聞かせいただければ、大体、市の方向がわかると思います。

高橋課長

申し訳ございません。ただいまの市の考え方というところでございますけれども、まことに申し訳ないんですけれども、具体的なコメントは差し控えさせていただきたいと思えます。

市の認識という部分のところの中で、冒頭、新しい公共という部分のお話をさせていただきました。この宣言の中では、国民に対してという形のものでございまして、一人一人が主体的に取り組むようにという部分の指摘がございまして。これは円卓会議の中での話でございますけれども、市民参加、あるいは市のいわゆる自治基本条例に基づく市民のあり方、こういったものをきちっと検証していく中では、主体者である

市民が地域を、その市を担っていくんだという部分のところ、これを念頭に置いて運営をしていかなきゃいけないという部分のところ、認識を強く持っているところでございます。

そういった中で、今日お集まりの方たちは、そのきちんとした主体者である市民という部分のところをお持ちの方たちばかりでございますので、このような形で建設的なご意見をいただけるならと認識をしておるところでございます。

さらに、そのほか、まだまだほかに 23 万数千の市民の方もいらっしゃるわけでございますので、そういった方たちが市政の方にどのような形で参加、参画、あるいは主体者としてコメントができるのかという部分のところ、それを整理するものが市民参加条例という認識を持っておりますので、そういう視点でもってご議論いただければ、いろいろないい案が出てくるのかなという認識を持っております。

そういった意味での取り組みということで、このワークショップを捉えていただけたら非常にありがたいなと思っております。

以上でございます。

参加者

すみません、先ほど議会のスケジュールが出ているということで、その回答で、市で示したものに意見交換をしてというお話があったと思います。あとパブリックコメントしてということだと、やはり、意見交換なので、それで変えられるとか、議論を詰めるとか、市民合意がなされるとは思えません。

今までも、いろいろな計画とか、それから決めごとに関して意見交換の場を 2、3 回設定されたり、総合計画でもやりましたけれど、そういうのの意見をお聞きしてということとは、パブリックコメントでも、ほとんどの場合、条例もそうですけど、今回の自治基本条例とかそういうものに関しても、パブリックコメントにかわった部分というのは、ほんの少ししかなくて、意見がどんなに来てても変わるということがないので、基本的な案を行政が出されて意見交換してパブリックコメントをやったからって変わるという状況にはなっていない状況を考えると、先ほど皆さんが言っているような、きちんとした、もう少しちゃんとした市民参加のできる計画を示して欲しいという点を言います。

それから、今日やることになっていた基本方針の現状の課題等の検証ということで、先ほど職員の方からの課題についてという 1 枚のペラが出ましたけれど、私、これでは何の検証にもなっていないと思います。私が読んだだけでも、たくさんの課題があります。自治基本条例との整合性も考えると、いろんなところにおかしい点が出てきて、それが出てきてない。今日の資料に出てきてないということが、そもそも市民として、ここで話し合っってワークショップで検証していくという形にはならないのではないかと思います。

資料、いろいろお願いをしていっていると、それが多分、単独に出てくるんだと思うんですけども、気がつかれないというか、そういう点がわからないで出されていると思うので、できたら、今回、審議会の開催状況も出ましたけど、ここに男女比も出ていません。それから、市民参加実施報告書というのがホームページに出ていますけど、それも改善して欲しいというのを事前に、何ヶ月か前に私がお願いしたら、改善はされたんですけど、それに関しても、報告書というものは出ているので、こういう報告書を出していますよというような資料を出すとか。

やり方が、もう全部不足しているんだと思いますので、もう少し事前のきちんとし

た準備をされて、ワークショップをするならして欲しいと思いますし、ぜひ、それ後の策定に関しての計画をきちっと出していただいたほうがいいと思いますし、それが出ないと始まらないのではないかと思います。

今日、たくさん出た意見というのは、市民参加に関する意見でもあるので、今日、ファシリテーターの方が書かれていますけど、それも全部、意見として市民参加で集約していただきたいと思います。

高橋課長

資料につきまして、いろいろご指摘をいただいたところでございます。確かに、市のほうの準備不足という部分のところもあろうかと思います。

そういった中で、職員というのはちょっと、私が申し上げていいのかどうかわからないんですけども、今やっていることをあまり疑わないんですね。そういった中で、いろいろなご指摘をいただくというものが、制度を見直す中で、非常に有効な部分でございまして。今、自分がこの基本方針を見た中で問題点いっぱいあるよと。そういうものを逆にお示しいただいてという、市民の方の議論の中で、さらにそれを明確にさせていただいて、それをベースに骨格的なものを整理していきたい。そのために、このワークショップ、使えたら非常にありがたいなという認識を持ってございまして。

ただ、スケジュール云々の部分も、何度もご指摘をいただいております。繰り返しになりますけれども、スケジュールにつきましては、できるだけ早い段階でお示しをしたいと思いますけれども、時期について、次回という形での答えはできないことはご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

参加者

先ほど、全員協議会での報告、資料ですね。私たち知らなかったんですけども、それも配っていただけますか。

そもそも、その中に、ワークショップの4月までの計画しか市民もだれも考えていない。だから、うまくいかないわけですね。

それから、先ほど課長が言われたように、条例をどうつくっていくか。拡散的に出た意見をどうまとめられていくかという過程の計画が全くないというのは、そもそも市民参加の、自治基本条例に基づいて、その作成のすべてのプロセスに市民は参加できると、それを尊重してつくるという考え方が、そもそもなかったということじゃないですか。

高橋課長も2年間、自治基本条例をつくるために一緒に携わったと言われましたよね。そのときに議論になったことを覚えておられると思うんですが、市民のはしご、参加のはしごという話がありましたよね。市民参加には操り、行政が住民を操るといって一番下ですよ。見せかけの参加ですよ。それからセラピー、いやしですね、これね。それからお知らせ、意見聴取。8段階の一番上ですが、これは住民によるコントロール。住民によって、やっぱり事業性がコントロールされる。主権者が主権者としての仕事をきちんと発揮できると、力を。その段階が最も望ましいものですよ。それを目指すわけですよ。

ですから、この市民参加条例を、この参加のはしごのどの段階を目指して、やっぱり運営するかという目標を、ちゃんと課長、持たないとまずいですよ。そういう立場で、もう一回、計画全体を根本から見直していただいて、市民とともに市民参加条例をつくるという立場に立った全面的なスケジュールを再検討していただきたいということ強くお願いしていきたいと思います。

参加者

すみません、意見というか希望なんですけど、さっき。感想を簡単に言いますと、すごく今、職員の方はすごく気にしているなという感想なんですけれども。多分、ここにいる人たちは緊張しているような感じですが、これだけすごい市民たちがいることをまとめて発展させていけるというチャンスがあるというのはすごいことで、これをしてしまえば、日本で有名な課長になるわけですよ。だから、すごいチャンスがあって、何か、ものすごい得しているんじゃないかなと私は思えるんですよ。

それで、高橋さんがおっしゃった、職員は今やっていることを疑わないとおっしゃったけれども、そのことは、その板書の回答に書いていない。回答というか、記録に書かれなかったんですけれども。書いてないですよ、おっしゃったこと。

漏れていますよね。私もそれは絶対書いて欲しいという今、希望です。私は全部の職員を知らないけれども、疑っている職員はいっぱいいるんじゃないか。でも、それを行動に移せないとか、提案実施にいけないとかというのがあるかもしれないじゃないですか。やっぱり、そこのところも一緒に、いかに一緒にほんとうにやれるかということこれから考えれるチャンスで。

グループで、ここで今やっていないけど、私たちというか、この今の場は、みんなすごい、ほんとうにフランクな話が今すごくできて、ここからスタートできるというのはすごいいいことだなって思っちゃうんですよ。さっき彼女が、何ていうかな、こんなにがんがんとか言っているのはフランクじゃないって言っていたけど、あれ自体も、すごくフランクなんだと思うんですよ。本心をみんなさらけ出して言っていること自体がすごくフランクで、主張として、しゃべり方はみんないろいろだけれども、これだけの意見を最初に出してやってやれるというのは、すごいことだと思うんですよ。

私、自分ひとりで参加するのはもったいないなと思って、いろんな友達誘ったんですけど、みんなに断られたのは、アライバイ工作に使われるのは嫌だから行かないわよと。もう、さんざんばかばかしい思いをしたから行きたくないって、すごく断られている人がたくさんいて、ひとりで今日は出てきたんですけれども。

それで、どういうふうに展開するのかなと思ったけれども、皆さんが最初の段階でこれだけ言ってくれるというのは、すごい、逆に言えば、やりやすいですよ。だって、課長は、その上の人に、高橋さんは上の人に言うのに、市民はここから、こんなこと言っていますよと言ったら、次、やりやすいじゃないですか、すごく。

だから、私は、この1回目、すごい意見が出ていて、ものすごいいいチャンスだなと思って、何か半分、すごく感心しながら聞かせてもらって参加しています。すみません。

参加者

はい、意見。8月1日の『広報ちがさき』にコミュニティ制度という一面トップの記事があります。以前、議会に、とても詳しい資料を、同じ課だったと思いますけど、提供しました。今回も全く同じようなことを、『広報ちがさき』に出ていた内容についてほとんど出されております。同じことを何でやるのか。僕は3回、4回とやるだろうなという私の意見です。

以上です。

参加者

すみません。今日書いたシートは、情報公開、ホームページで紹介されるのでしょうか。してもらいたいと思います。

高橋課長

8月1日の時のこともあるのに反省がないよと。何度もまた、これからも繰り返す

んじゃないかというご指摘でございます。

情報提供のあり方、確かに、すべてどんどん公表していかなくちゃいけないということで、自治基本条例の中でも積極的な公表というところが規定されているところがございますので、それに向けて取り組んでいきたいというところがございます。

今、言っていただきましたとおり、今日のこの内容について公表するのかというご指摘でございます。特に個人情報に該当するような部分ございませぬので、積極的に公表していきたいと思っております。

何度も申し上げるんですけども、確かに、フランクな形でご意見をいただいているとは私も感じております。そういった中で、先ほど来申し上げておりますのは、条例をつくるんだという前提の中での、かしまった形ではなくて、自由な意見をどんどん述べていただく。そういう形でのテーマ設定をさせていただきたいなと思っておりますので、その中で忌憚のないご意見を闘わせながら、いいものをつくっていききたいと認識しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

参加者

今の課長のお気持ち、すごく温かく受けとめたいと思っているんですけども、そもそも主権者である私たちが市政に参加して、自分たちがやれることをやっていくために条例をつくるので、その条例には、私たち市民は責任があるわけですよね。ですので、気持ちはフランクでも、いろんなことを調べたり、意見交換をしたりといったことで成長ができていかないと意味がないので、フランクな気持ちは大事ですけども、やはり、しっかりとここで勉強しながら。あるいは、今まで関心がなかった人にも、ああ、実は自分の生活とつながっているんだねといった部分をうまく仕掛けていただきながら進めていただきたいので、これは私たち市民が行政に対してお出しする市民参加の条件書というところをしっかりと踏まえていただいて、主権者市民の立場を、いつもいつも考えていただきたい、進めていただきたいと思っております。

それで、今後の進め方ですけども、例えば次回は、今までの市民参加の現状についての検証をするために、こんなことを考えているとか、あるいは、そのことに対して市民の方からもいろんな情報をくださいということを相互に交流し合いながら、いい会をぜひ持っていただきたいと思ひますので、一方的に役所の発想では進めないでいただきたいなというお願ひでございます。

高橋課長

ただ今の力強いお言葉、ありがとうございます。現に、ワークショップの8回のスケジュール、本日はもう、はっきり申し上げまして、これからご議論いただくのは不可能と認識しております。そういった中で、いわゆる各会のテーマにつきましては、抜本的な見直しをした中で、またお示しをさせていただきたいなと思っております。

ただ、スケジュール的に、次回の2月5日の土曜日という設定がございます。ですので、できるだけ早い段階でお示しをして、今後のテーマ、お出しさせていただきたいと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思ひます。

ほんとうに、フランクな中でも真摯な気持ちで取り組んでいただけるという強いお言葉をいただきました。今後とも、その辺のところはよろしくお願ひしたいなと思っております。

私の方も最大限努力して、情報提供をさせていただきながら、いろいろな参考資料もお出しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

参加者

1つだけお願ひがあつて、いいですか。

今日いろいろ出た意見を公開していただきたいという、それについては私も全然やぶさかではありませんし、結構だと思います。また公開するものは、文字で多分公開されると思いますので、その中身について、冒頭に住んでいるところと名前と言った上でしゃべっておりますので、自分の発言の中身を一応チェックさせていただきたい。余計なことを書いたりはしていないと思うんですが、そういうつもりじゃなかったという表現のニュアンスというのも、やっぱり違って伝わる可能性もありますので、ぜひ一度、目だけを通していただいて、その上で公開していただくことをお願いしたいと思います。

参加者
参加者
参加者
参加者
参加者
高橋課長

それって、後ろに書いてあることしかないですよ。

そうそう、もちろん、そうです。

録音されていないですよ。

今ここで言ったこと、そのまま全部やったら、みんな読むのに時間かかっちゃう。

でも入れて欲しいな。職員が今やっていることを疑わないというのは。

入れました。ですから、これを見て皆さんが、これは入っていないということをチェックして、それをアップして出せばいいということですよ。

参加者
参加者
参加者
参加者
参加者
事務局

必要な方がやればいいと思う。全員がやる必要はない。

もしよければ、私はチェックさせてくださいと。

今日まとめたものを一度みんなに。要らない？

自分で、自分の発言をそこで確認していけばいい。

そうしないと手間がかかっちゃう。

今、図らずも確認をとという中で、記載したものでご確認をいただけるということで、非常に事務のスピードアップを図れるのかなと思っております。今ご提案いただいた中で、私の方で考えていたのは、その発言の部分につきましてメールでお送りさせていただいて、確認をとっていただけたらと。そうでもしないと、公表の時期が相当ずれてしまいますので、手法としてはそれしかないのかなと思っていたんですけども。現に、この記載の中でご確認いただけるということですので、非常にありがたいこととございます。この確認の時間をとりまして、流れ解散という形で、本日はさせていただけたらと思います。

本当にありがとうございました。今後ともまた、よろしくお願いたします。

4. 次回予告

事務局

平成 23 年 2 月 5 日（土）の 10：00 より、市役所本庁舎 7 階大会議室 B・第 1 会議室(A)(B)で開催いたします。

5. 閉会

事務局

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。